

〒 [REDACTED] [REDACTED]

一 [REDACTED]

被 告 株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表者代表取締役 鈴木 敏 文

請求書引渡等請求事件

訴訟物の価額 640万円

貼用印紙額 3万6000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告伊藤洋に対し別紙書類目録1記載の各書類を、原告××××に対し同目録2記載の各書類を、原告鈴木勝に対し同目録3記載の各書類を、原告鈴木信彦に対し同目録4記載の各書類をそれぞれ引き渡せ。
 - 2 被告は、原告伊藤洋に対し別紙報告内容目録1記載の内容について、原告××××に対し同2記載の内容について、原告鈴木勝に対し同3記載の内容について、原告鈴木信彦に対し同4記載の内容についてそれぞれ報告せよ。
 - 3 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決並びに仮執行宣言を求める。

第2 請求の原因

1 加盟店契約

(1) 原告ら

原告らはいずれも被告と後記の加盟店契約を締結したものである。

ア 原告伊藤洋

原告伊藤洋（以下「原告伊藤」という。）は平成6年6月1日付けで被告と加盟店契約を締結し、平成6年6月1日から平成10年9月末日まで「横浜三ツ境南店」を経営し、その後店舗を変更して平成10年10月1日以降は「川崎井田店」を現在に至るまで継続して経営しているものである。

イ 原告××××

原告××××（以下「原告××」という。）は平成5年12月31日付けで被告と加盟店契約を締結し、平成6年4月8日から平成13年5月末日まで「 店」を経営していたものである。

ウ 原告鈴木勝

原告鈴木勝は平成9年3月1日付けで被告と加盟店契約を締結し、平成9年3月1日から「 店」を現在に至るまで継続して経営しているものである。

エ 原告鈴木信彦

原告鈴木信彦は平成6年6月1日付けで被告と加盟店契約を締結し、平成6年6月1日から「 店」を現在に至るまで継続して経営しているものである。

(2) 被告

被告セブン-イレブン・ジャパン株式会社は、コンビニエンス・ストア「セブン-イレブン」チェーンをフランチャイズ・システムによって全国展開する会社である。

なおフランチャイズ・システムとは、社団法人日本フランチャイズチェーン協会の定義によれば「事業者（「フランチャイザー」と呼ぶ）が他の事業者（「フランチャイジー」と呼ぶ）との間に契約を結び、自己の商標、サービス・マーク、トレード・ネームその他の営業の象徴となる標識、および経営のノウハウを用いて、同一のイメージのもとに商品の販売その他

の事業を行なう権利を与え、一方、フランチャイジーはその見返りとして一定の対価を支払い、事業に必要な資金を投下してフランチャイザーの指導及び援助のもとに事業を行なう両者の継続的関係をいう」とされる。

本書面における事実主張に関する記述においては、フランチャイザー（一般には単に「ザー」と略称されることもある。）を「本部」、フランチャイジー（同様に単に「ジー」と略称されることもある。）を「加盟店」と呼ぶ。

（3）加盟店契約の概要

原告らが被告と締結した加盟店契約は、ビジネスパッケージとして確立された包括的ノウハウとしての「セブン-イレブン・システム」を被告が継続的に提供することに特徴がある。すなわち被告は「継続的に、セブン-イレブン・システムによる経営の指導、技術援助およびサービス（科学的市場調査、広汎かつ適確な商品情報にもとづく商品仕入援助、販売促進の援助・協力、仕入資金などの調達についての信用供与、広告・宣伝、簿記・会計処理、店舗計画、店舗・在庫品の管理の手助けなど。）を行なう」（加盟店基本契約書（甲1）1条。以下単に「契約書」という。）ものである。この「セブン-イレブン・システム」とは、米国でコンビニエンス・ストア「セブン-イレブン」を展開するザ・サウスランド・コーポレーションから被告がエリア・サービス及びライセンス契約を締結して導入した同社の経営ノウハウとしてのフランチャイズパッケージであり、これに加えて被告がわが国における開発・事業展開の経験によって達せられた独特の経営ノウハウを総合、組織化したものとされている（契約書前文）。

本部と加盟店は、「ともに独立の事業者」（契約書第2条）であり、加盟店は「甲（本部のこと。以下同様。）の許諾のもとに、セブン-イレブン店の経営を行い、これについて甲に一定の対価を支払う」（契約書第1条）関係にある。すなわち、加盟店が売上総利益に対して掛けられる55%以

上（売上総利益が増大するに従って段階的に率が上がる。契約書付属明細書（二））にも及ぶ高額なチャージを支払うが、本部はこれに見合うだけの、確立されたパッケージとしてのノウハウ、すなわち担当者（オペレーションフィールドカウンセラー）による情報提供等の指導（契約書第27条）、計数管理のための簿記会計サービス（契約書第6章）、物流・POS・発注システム等による商品仕入協力や販売促進援助（契約書第27条等）、年間1700万円の売上総利益の最低保証（契約書第41条）等を加盟店に対して継続的に提供する義務を有しているのである。

2 本部－加盟店間の会計に関する基本的な仕組み

（1）商品仕入の基本的仕組み－加盟店と仕入業者間の直接の売買契約

加盟店がそれぞれの店舗において販売する商品は、本部の推薦仕入先から推薦商品を直接仕入れて販売するか、あるいは加盟店が独自の仕入先から独自商品を仕入れて販売するものである。（ただし後者の場合には食品衛生基準に従うこと、セブン－イレブン・イメージに適合することが求められる。契約書第25条（2）、（3））

すなわち、商品仕入は仕入業者（被告においては「ベンダー」ともいう。）と各加盟店との直接の売買契約に基づいて行なわれるのであり、仕入業者と本部、本部と加盟店という二段階の売買契約が存在する訳ではない。

契約書第27条②（1）には（本部が加盟店に対して）「信用ある仕入れ先及び仕入品を推薦する。」と記載され、また同（4）は「甲と優良仕入先との業務協力により、セブン－イレブン店が有利な取引条件で、統一的方法で、仕入ができる体制を確立し、乙は、いつでもこれを利用して、バラエティに富んだ商品の仕入ができる特別な取引関係を確保することができるようにする。」と記載されており、加盟店が商品を購入するのは被告本部からではないことを明らかにしている（ただし、「開業時在庫」のみは本部から購入した。契約書第17条）。

この点、商品の具体的発注方法に関していえば、加盟店がコンピュータのオンラインで本部にデータを送信すると本部が受信すると同時に各仕入業者も同じデータを受信する仕組みとなっている。すなわち発注も加盟店ごとの仕入業者に対する個別発注であり、本部が各加盟店の発注をとりまとめて「一括発注」するものではないのである。本部が各加盟店の発注額を合計した数値を仕入業者との交渉で用いることはあるが、それはあくまで統計数値程度の意味しかなく、各加盟店の発注自体を本部でとりまとめているが故の数値ではない。

したがって、被告が売買契約における一方当事者に立つことはあり得ない。

(2) 仕入業者への決済方法—加盟店からの預かり金による本部の決済代行

加盟店における日々の仕入代金の決済は、加盟店が本部に毎日発生する売上金を、銀行営業日にほぼ毎日送金し、特別な事情（例えば年賀状の現金仕入等）がない限りは全額を本部に送金して預け、その預け金の中から本部が加盟店に代わって各仕入れ先に支払うという方式で決済されている。

契約書第26条①において「乙は、毎日の総売上金および乙の受け取った値引金・仕入報奨金ならびに雑収入金……を甲の指定する銀行預金口座に乙の費用負担で振込送金し、……または甲の要請があった場合には、ただちに甲の指定する者に販売受取高を引き渡すものとする」（＝加盟店の売上金送金義務）とされ、契約書第17条④において「甲は、本条第2項の与信をはじめとし、その後の乙の投資、営業費…および委託商品の販売預り金の支払を引き受け、乙に代わって決済をする…」（＝本部の決済代行）と定めている。ここで「投資」には「販売する商品、ファストフード用容器・原料（委託商品を含まない。以下在庫品という。）の仕入原価相当額」（契約書第16条①（1））が含まれる。

すなわち、上記条項は、加盟店が仕入れ先に支払うべき商品仕入代金につ

いて、本部が加盟店からの預かり金（＝加盟店が本部に送金する売上金）から決済代行する趣旨である。なお、小売業界の商慣習上、継続的取引の場合には「末日締め翌月〇日払い」ないし「末日締め翌々月〇日払い」といった「後払い」でなされるため、加盟店が売上金を本部に送金することは後日の決済に備えて、予め本部に金員を預けていることを意味している。

(3) 原告らと仕入業者間の売買契約

上記述べたとおり、原告らは、被告の推薦仕入先である各仕入業者から契約期間中、継続的に商品を購入してきたものであり、その代金については原告らが被告に預けた売上金から、被告が決済代行してきたものである。

3 会計業務に関する被告本部の義務

(1) 本部の受託する会計業務の性質—準委任契約の受託者たる地位

本部は受託者として、各加盟店に対して、簿記・会計業務、すなわち加盟店の日々の帳簿作成や帳票類の保管（契約書第35条、37条）、営業利益や利益分配に関する計算（契約書39条）、引出金の送金（契約書39条）といった、加盟店の簿記・会計業務全般を行なう義務がある。

すなわち、簿記・会計業務に関して言えば、加盟店が委託（委任）者であり、本部が受託（受任）者の関係に立つものであり（委任契約ないし準委任契約）、これは個人店主と税理士との関係と同様のものとして捉えることができる。そして委託の対価としての報酬は極めて高額なセブン—イレブン・チャージ（原告伊藤は10年間の経営で既に3億円以上を支払った。）に含まれるものとして加盟店から支払われているのであるから、かかる簿記・会計業務サービスは双務有償契約に他ならない。

(2) 受任者の報告義務

本部は加盟店に対して、上記述べたように簿記・会計業務に関して、善管注意義務をもって（民644条）、基本契約書記載の義務を履行しなければならないが、受任者としての報告義務（民645条）に基づき、加盟店

が求めればいつでもその委任事務の状況について詳細を報告すべき義務がある。

(3) 受任者の受取物引渡義務

本部は受任者として、簿記・会計業務にかかる委任事務を処理するに当たり、受け取った物を委任者に引き渡す義務を有している（民646条）。仕入先業者が発行している請求書は、前述したとおり、売買契約が本部とではなく各加盟店との間で締結されているものである以上、宛先は各加盟店となっている。したがって、請求書が本部に一括して送付されているとしても、それは本部が優越的地位を利用して違法にシステムを構築した結果に過ぎず、本来必要な各加盟店への交付を省略する理由とはならない。請求書は本部が委任事務の遂行にあたって受領した物であり、加盟店のために任意に保管しているものといえる。

したがって、被告は原告らに対して、原告らが要求した、各仕入先からの各請求書を引き渡すべき法律上の義務を負っている。

4 会計にかかる報告や帳票類提出の必要性

(1) 会計主体と簿記・会計代行業務

原告らの店舗は、原告らが個人事業主として経営するものであるから、経営・会計・納税等の主体はいうまでもなく原告らである。（厳密には、酒類を販売するため免許を有する法人が共同フランチャイジーとなり、かつ加盟店がその代表者を兼ねている場合が多いが、その場合においても全く同様の議論となる。）被告は簿記・会計業務について原告らから委任を受けて、有償でこれを代行しているに過ぎない。委任者たる原告らは必要に応じて、被告に代行させている簿記・会計業務の内容の正確性を精査し、疑義があればそれに関する報告を求め、裏付けとなる請求書・領収書等の帳票類の提出を求めるのは委任契約の性質上当然のことといえる。例えば個人事業主が、日々の記帳や請求書・領収書の整理、会計や申告書作成等

を税理士に任せきりにしているとしても、何か気にかかることがあれば問い合わせるであろうし、疑問があれば帳票類や帳簿類の一切を提出させるであろうし、万が一不正が発覚すれば直ちにクビにして、損害賠償を請求するであろう。

本件において状況は全く同様であり、原告らは被告に繰り返し、各仕入業者の請求書を開示すること及び被告がいつどのように支払代行を履行したのか報告することを求めてきたが、被告はこれに全く応じなかった。

(2) 不当な利息徴収の疑い

原告らが繰り返し、被告に対して、請求書の開示と支払代行の履行状況の報告を求めてきたのは、被告が不当な計算を行なって過大な利息を原告らから徴収しているのではないかという疑義が生じたからである。

本部と加盟店との決済方法としては、「各セブン-イレブン店ごとに、開業日から、この契約にもとづく甲乙間の一切の債権債務の清算に至るまでの間の貸借の内容・経過および乙の義務に属する負担を逐次記帖して明らかにし、一括して、借方、貸方の各科目を差し引き計算して決済していく継続的計算関係」である「オープンアカウント」なる方式が取られている（付属明細書（ホ）3）。

このオープンアカウントの借方に「乙の義務とされる投資」を計上するとされるが（契約書第18条・付属明細書（ホ）3（1））、乙の「投資」には販売商品仕入原価相当額（契約書第16条）が含まれる。そして、各会計期間ごとに借方残額が存在するときは、その会計期間についてその期首借方残高に対し、年7%の割合による利息を負担する（契約書第18条③。ただしその後年5%に利息が変更された。）ものとされている。

ここで、仕入業者に対する商品代金支払時期は前述したように「後払い」であるにも関わらず、なぜか被告は原告らから常に利息を徴求している。これは極めて不合理であり、被告が決済代行を履行していないにもかかわらず

らず、既に履行済みであるかのように処理して、その間の「利息」を不当に徴収しているものと原告らは考えている。

上記疑義を払拭するためにも基本的資料である各仕入業者からの請求書及び決済代行に関する支払完了報告書を基に数値の突き合わせが必要である。また、そもそも仕入業者からの請求書や被告の支払状況に関するデータは、独立の事業者たる本部と加盟店との債権債務関係の確定及びその正確性の精査・監査のために必要不可欠のものであり、被告においてそれらの提出や報告を拒む理由は全く見当たらない。

5 まとめ

よって原告らは、（準）委任契約における受任者に対する受取物の引渡請求権及び受任者に対する報告請求権に基づき、それぞれ「請求の趣旨」記載の判決を求めるものである。

以上

証 拠 方 法

- 1 甲第1号証 加盟店基本契約書
- 2 甲第2号証 加盟店基本契約書
- 3 甲第3号証 加盟店基本契約書

付 属 書 類

- | | |
|-----------|----|
| 1 甲各号証 | 1通 |
| 2 商業登記簿謄本 | 1通 |
| 3 訴訟委任状 | 4通 |

別紙 書類目録

- 1 (1) 原告伊藤洋が横浜三ツ境南店において各仕入業者との間で行なった、平成6年6月1日から平成10年9月末日までの継続的売買契約に基づく各仕入業者からの原告伊藤洋宛の請求書全て
- (2) 原告伊藤洋が川崎井田店において各仕入業者との間で行なった平成10年10月1日から平成16年4月末日までの継続的売買契約に基づく各仕入業者からの原告伊藤洋宛の請求書全て
- 2 原告××××が■■■■店において各仕入業者との間で行なった平成6年4月8日から平成13年5月末日までの継続的売買契約に基づく各仕入業者からの原告××××宛の請求書全て
- 3 原告鈴木勝が■■■■店において各仕入業者との間で行なった平成9年3月1日から平成16年4月末日までの継続的売買契約に基づく各仕入業者からの原告鈴木勝宛の請求書全て
- 4 原告鈴木信彦が■■■■店において各仕入業者との間で行なった平成6年6月1日から平成16年4月末日までの継続的売買契約に基づく各仕入業者からの原告鈴木信彦宛の請求書全て

別紙 報告内容目録

- 1 (1) 原告伊藤洋が横浜三ツ境南店において各仕入業者との間で行なった平成6年6月1日から平成10年9月末日までの継続的売買契約に基づき、被告が原告伊藤洋に代わって支払った内容（支払先・支払日・支払金額・商品名及び単価・個数を明示すること）
(2) 原告伊藤洋が川崎井田店において各仕入業者との間で行なった平成10年10月1日から平成16年4月末日までの継続的売買契約に基づき、被告が原告伊藤洋に代わって支払った内容（支払先・支払日・支払金額・商品名及び単価・個数を明示すること）
- 2 原告××××が■■■■店において各仕入業者との間で行なった平成6年4月8日から平成13年5月末日までの継続的売買契約に基づき、被告が原告××××に代わって支払った内容（支払先・支払日・支払金額・商品名及び単価・個数を明示すること）
- 3 原告鈴木勝が■■■■店において各仕入業者との間で行なった平成9年3月1日から平成16年4月末日までの継続的売買契約に基づき、被告が原告鈴木勝に代わって支払った内容（支払先・支払日・支払金額・商品名及び単価・個数を明示すること）
- 4 原告鈴木信彦が■■■■店において各仕入業者との間で行なった平成6年6月1日から平成16年4月末日までの継続的売買契約に基づき、被告が原告鈴木信彦に代わって支払った内容（支払先・支払日・支払金額・商品名及び単価・個数を明示すること）